

令和2年度 第2回 西都市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和2年12月23日（水）16時00分～

2. 場 所 第2・3議会委員会室

3. 出席者

(構成員) 西都市長	押川 修一郎
教育委員会	
教育長	川井田 和人
委員（教育長職務代理者）	高橋 博昭
委員	篠原 剛
委員	船橋 妃美

(構成員以外の出席者)

教育政策課長	江川 知成
同対策監	寺田 謙一
同課長補佐	浜砂 政英
同課長補佐	宮崎 誠
同教育総務係長	中武 篤郎
総合政策課長補佐	押川 真範
同さいと力創造推進係主任主事	丸目 朋美

4. 協議・報告事項

(1)教育大綱案について

5. 発言内容

以下のとおり

発 言 者	内 容
<p>市長</p> <p>総合政策課長補佐</p>	<p>それでは「(1) 教育大綱 (案) について」を事務局より説明をお願いします。</p> <p>西都市教育大綱 (案) についてご説明申し上げます。</p> <p>先月開催されました教育委員会において、教育大綱と整合性を図ることとしております、第五次総合計画の素案と第2期西都市子ども・子育て支援事業計画の関係箇所を事前にお示ししたところではありますが、本日はあらためまして大綱 (案) としてまとめたものをご提示させていただいているところです。</p> <p>なお、事前に配布させていただいたものとは別に本日配布しました大綱 (案) は、総合計画と連動した箇所について今後修正を加えようとしている内容を反映させたものです。</p> <p>総合計画策定のプロセスは、庁内策定委員会や外部委員による審議会での協議を経て内容を決定することとしており、修正内容の審議は年明けを予定しています。ですので、ここに示した修正案はまだ総合計画は未審議・未確定のものであり、今後さらに変更となる可能性もあるのですが、大綱と総合計画は連動するものでありますし、むしろ審議前に総合教育会議において皆様から意見をいただきたく本日お示しすることとしたところです。ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>前置きが長くなりましたが、まず、大綱 (案) 全体について説明を申し上げた後に、修正を予定している内容について詳しく説明をさせていただきたいと考えております。</p> <p>大綱 (案) の1ページをご覧ください。まず「1 基本理念」であります。本市の教育基本方針であります「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指すとともに、本市の将来像を見据え、「心豊かにたくましく生きるひとづくり」を教育大綱の目指す姿、基本理念といたしました。なお、これは総合計画の教育分野における政策目標としているものでもあります。</p> <p>次に「2 教育大綱策定の背景・趣旨」ですが、本大綱は法律に基づき策定するものであること、本市の課題解決に資するものであること、策定にあたってはこの総合教育会議で協議・調整することを確認のため記載しております。</p> <p>次に「3 教育大綱の位置づけ」ですが、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけ、第五次総合計画、第2期さいと未来創生総合戦略、本市教育委員会が策定する「西都市教育基本方針及び教育施策」、「第2期西都市子ども・子育て支援事業計画」と連動するものとします。</p> <p>次に「4 教育大綱の位置づけ」ですが、総合計画等との整合性の観点から令和3年度から令和6年度までの4年間とします。</p> <p>次に「5 教育大綱の施策体系」ですが、ここから、先にお配りしたものと構成</p>

を変えております。全体を総論・各論に分けていたものを一本化し、基本施策と主要施策を同一ページにまとめることで見やすくなったものと考えております。

あらためまして、「5 教育大綱の施策体系」ですが、先ほど申しました本大綱の基本理念であります「心豊かにたくましく生きるひとづくり」を目指すため、10の基本施策を掲げ、その基本施策の下にもう少し具体的な主要施策を並べたご覧のような体系としております。

なお、「基本施策1 学校教育の充実」から「基本施策4 スポーツの振興」までは第五次総合計画と連動、「基本施策5 地域における子育て支援」から「基本施策10 要保護児童及び障がい児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進」は第2期西都市子ども・子育て支援事業計画と連動する構成となっております。4ページ以降が施策の具体的中身となります。

まず、基本施策1は学校教育の充実とし、その目標を未来に希望を抱き、たくましく生きていく子どもたちを育てるとしてしています。そのための主要施策として、児童生徒の育成、教職員の資質向上、地域との連携、また教育環境の充実に努めるほか、支援教育の推進、不登校等の課題にも取り組むこととしてしています。また、妻高校との連携も促進します。

次に6ページ、基本施策2は生涯学習の充実とし、その目標を多くの市民の学びに対応した環境整備に努めるとしてしています。主要施策としましては、市民一人一人が多様な学習活動を行うための支援や環境づくりを推進するほか、読書活動や青少年活動を推進することとしてしています。

次に7ページ、基本施策3は歴史・文化が映えるまちづくりとし、その目標を文化遺産を適切に保存・継承するとともに、新たな文化・芸術の創造を促進するとしてしています。主要施策としては、本市の優れた文化財の保存と活用に努めるほか、芸術・文化活動の取組に対して必要な支援を行うこととしてしています。

次に8ページ、基本施策4はスポーツの振興とし、その目標を多くの市民がスポーツを日常的に楽しめる環境整備に努めるとしてしています。主要施策としましては、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対するスポーツ活動への支援を推進するほか、利用環境、施設や設備の確保・充実に努めることとしてしています。

ここまでの、基本施策が第五次総合計画と連動した内容となっております。

次ページ以降は、第2期西都市子ども・子育て支援事業計画と連動した内容となります。

第2期西都市子ども・子育て支援事業計画の内容を盛り込む理由ですが、文科省通知において、大綱への記載事項としてこれまで述べてきた内容のほか、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定子ども園を通じた幼児教育・保育の充実等の事項についても示されていることによるものです。なお、教育委員会以外の部署で取り組む施策が主となります。

9ページ、基本施策5は地域における子育て支援とし、その目標を地域全体で子どもを見守る子育て支援サービスを推進するとしてしています。主要施策としま

しては、利用者の様々な需要に応える多様な保育サービスを拡充すること、きめ細かな情報提供に向けた地域のネットワークづくりに努めること、子どもの健全育成のための環境整備に努めることとしています。

10 ページ、基本施策 6 は子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援とし、その目標を子育てしやすい地域環境づくりに努めるとしています。主要施策としましては、発達段階に応じた食育を推進すること、学校、家庭、地域と連携し思春期の保健対策の充実に努めることとしています。

11 ページ、基本施策 7 は子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備とし、その目標を教育環境の整備と支援体制の充実に努めるとしています。主要施策としましては、基本施策 1 と基本施策 2 とも関連しますが、学校教育において子育てなどの重要性について理解を深める取り組みを進めること、家庭や地域の教育力の向上を図ること、子どもを取り巻く有害環境、インターネットの有害情報など、について関係機関・団体、PTA などと連携した対策を推進することとしています。

12 ページ、基本施策 8 は子育てを支援する生活環境の整備とし、その目標を子どもを交通事故から守るため、道路環境整備に努めるとしています。主要施策としましては、子どもを交通事故から守るため、安全な歩道空間の整備に取り組むこととしています。

続いて基本施策 9 は子どもの安全の確保とし、その目標を子どもを犯罪から守るため、関係機関との連携充実に努めるとしています。主要施策としましては、交通安全教育に努めること、学校関係者と地域が連携し犯罪防止対策に取り組むこと、被害にあった場合はその子どもの保護を推進することとしています。

13 ページ、基本施策 10 は要保護児童及び障がい児童への対応などきめ細やかな取組の推進とし、その目標を支援を必要とする子どもが安心して生活できる環境づくりに努めるとしています。主要施策としましては、児童虐待の防止対策の充実に努めること、母子・父子家庭などへの自立支援を推進すること、障がい児施策の充実に努めること、子どもの貧困対策に取り組むこととしています。

以上が大綱（案）全体の内容となります。

市長

ありがとうございます。
続いて、現時点で予定している修正案について説明をお願いします。

教育政策課長補佐

教育政策課分について私の方から説明させていただきます。4 ページをご覧ください。
まず、基本施策 1 ですが、修正案を赤字で示していますので順番に説明いたします。主要施策①は、施策名を「知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成」と、議会等でも使用している言葉を用いており、これは本市の教育基本方針に対応したものです。内容に関して、現行の学習指導要領の示す 3 つの要素

と学びのあり方を踏まえて記述した修正にしています。

主要施策②ですが、修正した部分は、教職員の資質向上のために本市において行っていることを盛り込みました。

主要施策③は、施策名を「地域とともにある学校づくりの推進」としています。地域と学校は連携協働しながら子どもを育てていかなければいけないという意味で密接ではありますが、「歩み」という表現は、地域の歩みと学校の歩みは全てが重なっているわけではないので、コミュニティスクール等の説明でよく使用される表現である「地域とともにある学校づくり」の方が適切ではないかと考えています。内容部分は、小中学校の縦の連携と地域との横の連携を地域学校協働活動により推進することとしています。また、原案では適正規模についての記述がこの部分に入っていましたが主要施策④に位置づけることが適当であるので後ほど説明いたします。また、山村留学も入っていたのですが、教育行政に関連して推進しているものではないので、主要施策③からは省くのが適当であると考えているところです。

主要施策④について、今後教育のデジタル化やICTを教育に活用することが強く推進されること、GIGAスクール構想の実現のために、本市もかなりの予算を割いて今後環境整備をすることを踏まえて、最初の記述に持ってきております。その後、読書環境、食育の推進、学校関係施設設備の改修更新と続いて安心安全で充実した教育環境づくりとしています。その後、加える形で、教育環境づくりを充実させるために再編を進めるということで中学校再編を入れていきます

主要施策⑤ですが、ほぼ原案どおりですが、医師の診断を得ていない方や外見では分かりにくい困難を抱えた方もいらっしゃると思いますので、「特別な支援が必要な」という表現から「特別な配慮が必要な」という少し踏み込んだ表現にしています。そして学校だけでなく、「関係機関との連携を図りながらきめ細やかな教育・支援を進めます」と結んでいます。

主要施策⑥ですが、不登校やいじめなどの諸課題に対応することの前提として、子どもが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進するということを前段に入れています。その上で学校が連携して諸課題に対応すると表現をしています。

最後、主要施策⑦ですが、高校との連携について、主に高校が行っている小中学校との交流や聖陵セミナーについて取り上げています。聖陵セミナーの実施にあたっては中学校3年生を対象とした授業を妻高校で体験的に実施するものですが、これについて子ども達を妻高校に連れて行くことに市も予算を使っておりますので、そちらを前に出しました。

これらの交流事業をより推進し、高校の魅力について積極的に発信することが、市内中学校生徒の妻高校進学率向上に繋がります、としています。

以上で、教育政策課部分の修正案の説明を終わります。

社会教育課長

続きまして、私の方から社会教育課修正部分を説明いたします。

	<p>6ページをご覧ください。上部の5行目「家庭や学校、地域と連携を図り、図書館の」とありますが、以前は「市立図書館と地区や学校図書館の増設と、移動図書館のシステムを活用し」という表現が入っていましたが、現在西都市では移動図書館のシステムはありませんので、現在の状況を反映させた表現にしております。</p> <p>主要施策①では、「学習環境づくりの推進」の前に「多様な」という言葉がついておりましたが、内容を確認しましたが、内容に対して「多様な」という表現はふさわしくないと考え、他の施策にも多様という言葉は使用されていないので省かせていただいております。</p> <p>続いて、7ページの「基本施策3 歴史・文化が映えるまちづくり」について、以前は「新たな文化芸術の創造に努めます」としていましたが、創造を推進するのはあくまで芸術や文化に携わる方々になり、行政はあくまでもその方々を支援する立場なので、表現を修正させていただきました。</p> <p>その後の文章で「それらの保存と展示公開」、主要施策①で「文化財の保存」とありますが、原案は「保全」という表現でしたが、文化財等については保全という表現では無く保存をいう表現をされる事が多いです。なぜかと申しますと、保全というのは人の手を加えて守るという形ですが、文化財等については出来るだけ人の手をかけずにそのままの状態を守る「保存」という表現が主流なので修正させていただきたいと考えています。</p> <p>また、原案の主要施策②のさいと学についてですが、この内容が「基本施策3 歴史・文化が映えるまちづくり」とは直接的には関係しないものなので省かせていただいて、これに伴って上段の説明文も修正させていただきます。</p> <p>社会教育課の修正部分は以上となります。</p>
<p>総合政策課長補佐</p>	<p>総合政策課から、その他の部分についてご説明いたします。9ページをご覧ください。</p> <p>「基本施策5 地域における子育て支援」ですが、施策目標に「子どもを」という言葉を付け足し明確にしております。</p> <p>続いて10ページをご覧ください。基本施策6の上段部分の本文ですが、以前の表現では「すべての子どもが健やかに成長していくためには」とあり、少し文章がおかしかったので修正しています。</p> <p>続いて11ページをご覧ください。基本施策7の主要施策①の内容ですが、これは送り仮名を修正したものです。</p> <p>修正の説明は以上となります。</p>
<p>市長</p>	<p>ただいま教育大綱（案）の全体的な説明、また策定中の総合計画と関連する箇所について現時点で予定している修正案の説明がありました。</p> <p>修正案については、今後の総合計画策定委員会や審議会での協議を経て決定するものではありませんが、今説明のあった内容についてご意見がありましたらお</p>

高橋委員	<p>願います。</p> <p>修正案については問題ないと思うのですが、1点だけ。</p> <p>13ページの基本施策10のところですが、主要施策②の部分で「ひとり親」という言葉が使われていますが、何か他の言葉に変えられないかなと思ったところです。ひとり親の方で経済的に困窮されている方がいらっしやったり、もしかしたら多いのかもしれませんが、以前、ひとり親の表現を使用した時に「ひとり親であっても自立して子どもは立派に育てている」とお叱りを受けたことがあります。もし他の表現があれば検討していただきたいと感じました。</p>
総合政策課長補佐	<p>福祉事務所とも相談しまして、もし他に適切な表現があれば修正したいと思います。もしかしたら標準の表現なのかもしれませんが、相談させていただきたいと思います。</p>
市長	<p>また協議をさせていただいて、適切な言葉があれば修正する形としたいと思います。また、国の方からのひとり親家庭への経済支援もありますので、そちらと整合性をとる形で少し時間をいただいて、修正できればさせていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見はありませんでしょうか。委員の皆様におかれましては、修正案について概ねご理解いただいたとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
市長	<p>では、今後も総合計画と並行して大綱の策定に取り組むことになると思いますが、事務局においては、本日の意見も踏まえ対応をよろしく願います</p> <p>次に、(2)その他について事務局から願います。</p>
総合政策課長補佐	<p>今後のスケジュールについて申し上げます。</p> <p>前回ご説明したところですが、総合計画の進捗具合の関係で前回ご説明したスケジュールに多少遅れが生じる見通しとなっています。</p> <p>具体的には1月実施予定のパブリックコメントが1月から2月にずれ込み、皆さんに最終確認をいただくのは3月末になるのではないかと見込んでおります。より良いものとするため努力してまいりますのでご了承いただきたいと思います。</p>
市長	<p>スケジュールについて説明がありましたが、委員の皆さんからは何か意見はありませんでしょうか。ないようですので、以上をもちまして総合教育会議を終了させていただきます。皆さんありがとうございました。</p>